

(法安139)(情シ54)(介139)
令和3年12月24日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会
常任理事 長島 公之
(公印省略)
常任理事 江澤 和彦
(公印省略)
常任理事 渡辺 弘司
(公印省略)

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのための
ガイドンスの一部改正案」に関する意見募集について

今般、個人情報保護委員会において、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドンス」(以下、「本ガイドンス」という。)の一部改正案を策定し、意見募集(パブリック・コメント)が開始されている旨の情報提供がございましたので、お知らせ申し上げます。

本ガイドンスの改正は、令和2年、同3年に改正された個人情報保護法の施行に伴い、個人情報取扱事業者に求められる手続についての解説や本ガイドンスの適用範囲の明記など、所要の改正を行うものです(令和3年改正については、令和3年11月19日付(法安120)、(情シ47)にてご案内済み)。

つきましては、ご多忙の折恐縮に存じますが、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますと共に、貴会管下医師会へのご周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件パブリック・コメントの実施につきましては、以下の e-Gov サイトに掲載されておりますので、ご意見がございます場合は、令和4年1月21日(金)までに下記の意見募集ページからご投稿いただきますようお願い申し上げます。

記

[e-Gov サイト]

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=240000075&Mode=0>

[別添1]

- 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドンスの一部改正案」に関する意見募集について(上記ホームページに掲載)

[別添2]

- 厚生労働省作成資料
「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドンスの一部改正(案)」

以上

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスの一部改正案」に関する意見募集について

募集中

facebook

twitter

カテゴリー	国民生活の安全・安心の確保
案件番号	240000075
定めようとする命令などの題名	医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスの一部改正案
根拠法令条項	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第6条及び第8条
行政手続法に基づく手続か	行政手続法に基づく手続
案の公示日	2021年12月22日 NEW
受付開始日時	2021年12月22日18時15分
受付締切日時	2022年1月21日18時15分
意見提出が30日未満の場合その理由	
意見募集要領（提出先を含む）	意見募集要領 PDF
命令などの案	（新旧対照表）医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスの一部改正案 PDF
関連資料、その他	
資料の入手方法	個人情報保護委員会事務局において配布
備考	
問合せ先（所管省庁・部局名等）	個人情報保護委員会事務局03-6457-9769、厚生労働省03-5253-1111医政局総務課（内線4054）医薬・生活衛生局総務課（内線2712）老健局総務課（内線3919）

意見提出前に、意見募集要領（提出先を含む）を確認してください。

意見募集要領（提出先を含む）を確認しました。

意見提出には画像や音声による認証が必要です。

[戻る](#)[意見入力へ](#)

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスの一部改正(案)

(厚生労働省作成)

令和2年・3年に改正された個人情報保護法の施行に伴い、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」(※)について所要の改正を行うもの。

(※)個人情報保護委員会・厚生労働省が共管

1. 個人情報保護法改正(R2年改正)

- 「仮名加工情報」の創設、漏えい等報告の義務化等の新規手続
- 保有個人データの開示方法(現行、書面交付が原則)
⇒ 電磁的記録の提供を含め、本人による指示が可能

医療・介護ガイダンスへの反映

- 事業者に求められる手続について解説
- 開示方法(書面交付)について、電磁的記録を含むことを明記

2. 個人情報保護法改正(R3年改正)

- 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用
- 学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化

- ガイダンスの適用関係を明記
- 改正後の個人情報法における、学術研究に係る例外規定を追記

3. その他(直近の事務連絡)

- 「新型コロナウイルス感染症に係る医療機関間での個人情報の共有の際の個人情報保護法の取扱いについて」(令和2年4月28日付け厚生労働省医政局総務課医療情報化推進室事務連絡)
- 「地域医療情報連携ネットワークにおける同意取得方法の例について」(令和2年3月31日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡)
- 「公衆衛生例外規定の解釈の明確化」に関する個人情報保護委員会Q&A(令和3年6月30日付け)

- 事務連絡・Q&Aの内容を反映し、以下を追記
 - ・感染症下における本人同意が不要なケース
 - ・地域医療情報連携ネットワークにおける本人同意の在り方等
 - ・「公衆衛生の向上」として本人同意が不要なケース